

気象庁XML利活用セミナー

～ 留意事項の解説(予報業務許可
との関連等について)～

2014/03/20

気象庁総務部情報利用推進課

加茂 直幸

1. 沿革

昭和27年 気象業務法制定

「解説業務」や「特定向け予報」のみ

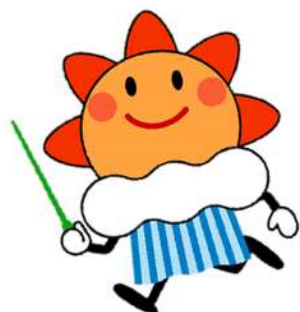


予報精度の向上
社会需要の増加

平成4年 気象審議会 第18号答申

官民の役割分担、資格制度導入などのルール設定

“欲しい時に欲しい情報の入手”を可能とする情報提供



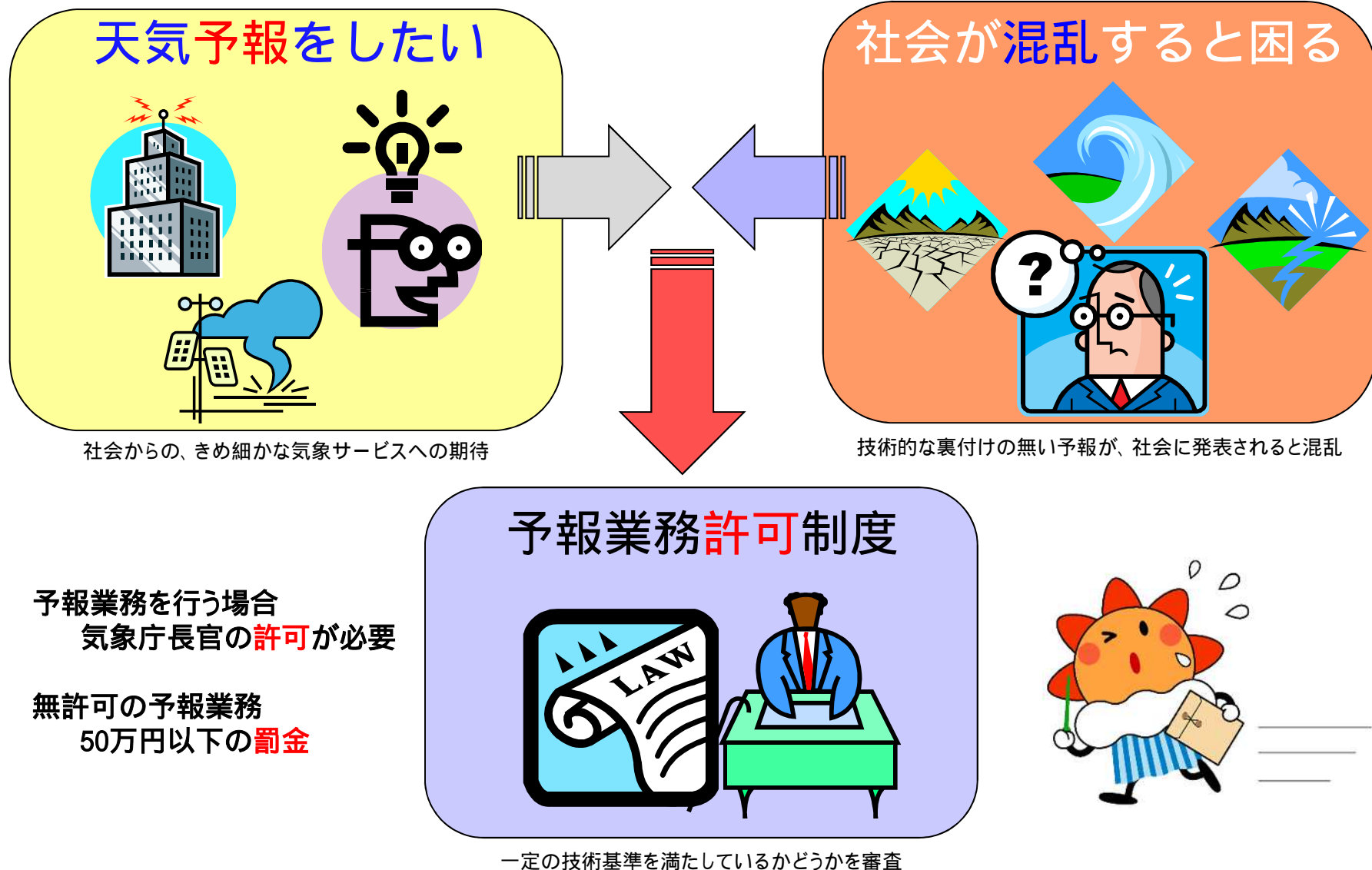
気象庁
マスコットキャラクター
はれるん

気象予報士制度の導入

民間における一般向け予報発表の許可

気象情報のオンライン配信の開始

2. 予報業務の許可

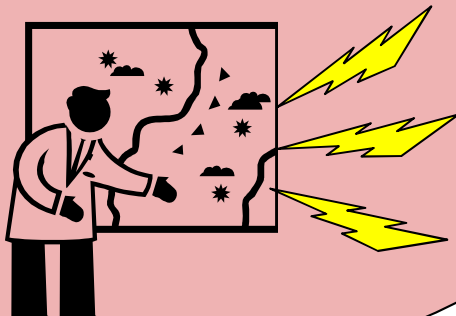


3. 予報業務とは？

天気などの**予想結果**を、**第三者**に対して**反復・継続**して**発表**することは、その発表手段や営利か非営利かを問わず、予報業務許可の対象

予報

観測の成果に基づく
現象の **予想の発表**



業務

定時的または非定時的に
反復・継続して行われる行為



4. XML電文の公開(試行)

気象情報の利活用推進を目的に気象庁防災情報XMLフォーマットを公開

- 公開XML電文

気象庁ホームページを通じて試行的に提供
予告なく遅延や掲載中止することもあり

- 二次利用について

原則として制限なし

気象業務法の趣旨及び公序良俗に反しないこと

- 編集等について

防災情報として社会で広く扱われる情報が多く含まれている
利用に際しては十分留意すること

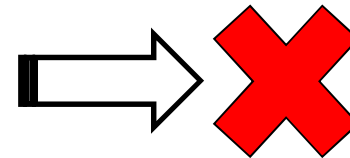


5. XML電文の留意事項

公開XML電文の利用時には、以下の事項に十分留意願います。

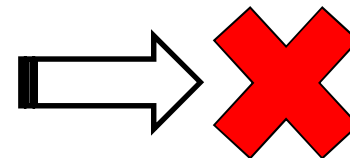
- 天気予報をしない

気象庁発表内容と異なる**独自の予報**



- 本質を損なわない

値等を編集し、異なる表示をすること
元の電文の**本質を損なう**ような編集



特に**警報**は注意(気象業務法第23条)

- 編集責任者等の明示

電文に編集を加えて流通させる場合は、その旨を**明示**すること



6. 編集・加工しても良い例

次のような場合は、元の電文の**本質**が変わらない編集・加工なので可

- **要素値**を編集しない
名前空間、要素名、属性名のみの変更など
- **同様の意味**に変換する
要素値、単位系等を同様の意味を持つ値へ変換する等
- **特定地域を抜き出す**
特定地域を抜き出し、その要素・属性を抽出し、一つの電文として再構築
- **解説を付加**する
但し、この解説に「**独自の予報**」が含まれないこと



7. 最後に

本資料の**詳細**につきましては、次の手引き・留意事項等をご参照下さい

- ・ **予報業務許可申請等の手引き**

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/tebiki.pdf>

- ・ 気象庁ホームページを通じて公開する**XML形式電文**のご利用にあたっての**留意事項**

http://xml.kishou.go.jp/open_trial/considerationforxml.pdf

- ・ 気象庁防災情報**XML**フォーマット**運用指針**

http://xml.kishou.go.jp/jmaxml_guide_20130412.pdf

気象情報の利活用推進にご協力頂き、感謝します。

